

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、地域生活支援事業の実施に関する各種事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務
③システムの名称	福祉総合情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
日常生活用具(地域生活支援事業)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第9号 マイナンバー条例別表第1の1の項、2の1の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第9号 マイナンバー条例別表第1の1の項、2の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課
②所属長の役職名	障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7411
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	・福祉共通システム ・障害者(児)自立支援システム ・共通基盤システム	・福祉共通システム ・障害者(児)自立支援システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	事前	
平成28年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成28年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	—	番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(規則連携)	事前	
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長尾 正志	眞鍋 昭生	事後	
平成28年7月1日	対象人数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	取扱者数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番84	番号法第9条第2項 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の1の項		
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(規則連携)	番号法第19条第8号 マイナンバー条例別表第2の1の項		
	対象人数	平成28年4月13日時点 1,000人以上1万人未満	平成29年4月1日時点 1万人以上10万人未満		
	取扱者数	平成28年4月13日時点	平成29年4月1日時点		
令和8年3月13日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉共通システム、障害者(児)福祉システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	福祉総合情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事前	
	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 マイナンバー条例別表第2の1の項	1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第9号 マイナンバー条例別表第1の1の項、2の1の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第9号 マイナンバー条例別表第1の1の項、2の1の項	事前	
	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	事前	
	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	眞鍋 昭生	障害支援課長	事前	
	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	事前	
	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7510	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7411	事前	
	II-1. 対象人数	平成29年4月1日時点	令和8年3月13日時点	事前	
	II-2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	令和8年3月13日時点	事前	
	IVリスク対策		評価を実施した	事前	